

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十二号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考第八号中「同項下欄」の下に「の規定」を加え、同号を備考第九号とし、備考第七号の次に次の一号を加える。

- 八 この表の三十三の十三の項の事務について、同項に規定する計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び同項に規定する他の建築物につき一棟ごとに同表の三十三の十三の項下欄の規定により算定した額の合計額とする。

附 則

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。